

## 転ばぬ先のかから版 vol.2 平成22年冬号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会



契約にまつわるトラブルには、人の弱みに付け込んだ、強引な勧誘が発端になる事例が数多くみられます。そこで今回のかから版では、この就職氷河期の時代、就職内定に頭を痛めている学生がターゲットにされた事例を紹介します。

### 就職説明会と呼びだし、契約させた英会話とパソコン教室

12月の初旬にQ社から、電話で「当社はパソコンと英会話の学校で、就職について有利な情報を説明している。短時間で構わないから来校してほしい」などと言われた。断ったのにしつこく誘われ、就職活動の参考になるかもしれないと思い、友人と会う約束までの時間なら、ということで説明会に行く約束をした。当日、午後4時半に説明会に行き、電話をかけてきた担当者から英会話とパソコン教室の説明を受けた。就職の話になると、「さらに詳しい人がいる」と言われ、上司らしき人が来て、「パソコンとTOEICの資格を持っているだけで時給3,000円がもらえる。一か月で40万円くらい稼げる」などの話があった。就職説明と言っても役に立つ話とは思えず、担当者と上司が入れ代わり立ち代わり、英会話レッスンの特徴やパソコン試験の合格率、70万円のクレジット契約を結ぶ価値があることなどについて説明を続けた。

途中、友人から携帯電話に連絡が入ったが、電話には出ないように言われた。それから延々と説明が続き、契約についても親に相談するかと尋ねられたので相談するというと、自分のことだから自分で決めるようにと言われ、断るとまた説明が繰り返される状況で、午後9時まで勧誘が続いた。このままでは帰らせてもらえないと思い、英会話とパソコン教室、CD-ROMの

契約をした。

何回か授業には通ったが、そもそも勧誘方法に納得できないし、高額なため解約したい。CD-ROMはまだ受け取っていない。  
(独立行政法人国民生活センターHP紹介事例を編集)

### 解約できないの？(解説)

このように、有利な条件を強調したり、販売目的を隠して電話などで呼び出して契約させるような商法を「アポイントメントセールス」といいます。

アポイントメントセールスで契約をした場合、契約書を受け取ってから8日以内に「クーリングオフ」をすると書いて送ることで、無条件で契約をなかったことにできます。この事例では「何回か授業に通った」とあるので、8日以上過ぎているようですが、受け取った書類に不備があれば、まだクーリングオフができる可能性もありますし、クーリングオフ以外の方法で、契約をなかったことにできる場合もあります。ただし、どちらにしても契約してしまってからでは面倒な話になりそうです。

### 被害に遭わないためには・・・

呼び出しに応じてしまうと、相手はいろんな手段を使って契約を結ばせようとします。とにかく、信用できるかどうかわからない相手からの呼出しには、どんなにうまいことを言われても応じないこと、そのためには、はじめの電話の段階で、あいまいな言い方をせずに、きっぱりと断りましょう。

### もし被害にあってしまったら・・・

このように、納得のできない方法であなたが望まない契約を結ばされてしまったら、一日も早く消費生活センターや弁護士・司法書士に相談しましょう。早ければ早いほど、被害の拡大を防ぐことができます。



※お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666